

保護者の皆様へ (2022.4.6 Ver.12) 北海道教育委員会

学校では、子どもたちの **健やかな学びを保障** するため、**感染リスクを低減するための「学校の新しい生活様式」を定着** させていくとともに、変異株の特徴や地域の感染状況等を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等を継続できるよう取り組んでいますので、ご家庭においてもご理解とご協力をお願いします。

「学校の新しい生活様式」のポイント

基本的な対策

- お子様及び同居のご家族の、体温測定を含めた **健康観察** にご協力をお願いします。
- 発熱や咳などの**症状がある場合は、自宅で休養**させてください。
※その場合、「出席停止」として扱います。
※現在は、北海道の流行状況を踏まえ、**同居の家族**に未診断の発熱等の症状がある場合にも**同様**の取扱いになります。
- **手洗い** は、流水と石けんで、こまめに、丁寧に（30秒程度）行います。
- **消毒** は、新型コロナウイルス感染症に効果がある家庭用洗剤等を用いて、**通常の清掃活動の中に、消毒の効果を取り入れて**行います。



3密の回避

- **換気** を、季節や気候に応じて、常時または定期的に行います。
- **身体的距離** を、可能な限り1～2メートル確保します。
- **マスク**は、**身体的距離が十分とれないとき**や**会話をするとき**に着用します。
※熱中症のおそれがある場合や息苦しいと感じた場合など、マスクの取り外しについては、臨機応変に対応します。



感染症の学習

- 子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、自分から**感染リスクを避ける**ことができるよう指導します。
- **差別や偏見のない適切な行動をとる**ことができるよう指導します。



「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～学校の新しい生活様式～（2022.4.1 Ver.8）」（文部科学省）を参考に作成

「特に気をつけるポイント」 ～これまでの感染拡大事例からわかってきたこと～

✖ 軽い症状があるまま登校



本人も、きょうだいも、同居の家族も



✖ マスクなしで 会話・飲食

給食・昼食
校外生活など
(飲食の場面)

黙食
にご協力ください



部活動の
休憩・更衣時など



出席停止等の考え方（2022.4.6 現在 ※感染状況等により変わることがあります）

オミクロン株の感染拡大を受け、学校で感染者が出た場合にも、同居の家族以外は保健所の疫学調査の対象とならないこととなっています。（※従来どおりの対応を行っている保健所もあります。）

お子様とご家族の状況により、学校の対応も変わりますので、次の①～⑥の場合は、学校にお知らせください。

学級で一人感染者が出た場合、学校が行動履歴等から「感染の可能性がある方」をリストアップし、個別に出席停止とすることがありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

リストアップの基準（北海道保健福祉部）

- 感染者と同じテーブルで食事中に話をしていた
- どちらかがマスクをせず（鼻マスクも含む）、感染者と長時間一緒にいた など

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が確認された	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された（同居する家族の感染が確認された）	保健所が指定する待機期間「出席停止」
③	お子様が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた	感染者と最後に接触した日の翌日から7日間（8日目解除）「出席停止」
④	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
⑤	お子様に発熱や咳等の症状がある 同居する家族に未診断の発熱等の症状がある	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※ただし、同居の家族が病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、地域の感染状況等も踏まえて、お子様の出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑥	「同居する家族が濃厚接触者となった」 「同居する家族が『感染の可能性がある方』となった」などで、感染が不安	地域の感染状況等により出欠の取扱い（「欠席」の扱いにしないことなど）について判断しますので、学校に相談してください。 ※登校を妨げるものではありません。



学級閉鎖の考え方



次の①～③の場合、学級閉鎖を行います。

- ① 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ② 同一の学級において、複数の感染者が発生した場合
- ③ その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

心配なことがありましたら、
相談してください

- ・ お子様の感染に不安を感じる
- ・ 手洗いや消毒等による健康への影響が心配

などの不安や悩みが生じた場合は、学校の相談窓口や、北海道教育委員会の「子ども相談支援センター」に相談してください。



北海道教育委員会
「子ども相談支援センター」

☎：0120-3882-56（24時間無料）
E-mail: sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

SNSなどによる誹謗中傷等がなくなるよう、
ご協力をお願いします

非難や差別の根っこには、見えない・わからないウイルスへの「不安・恐怖」や「防衛本能」があるとされています。誰でも感染者になる可能性がありますし、誰の中にも不安や防衛本能はあります。

自分たちにできることは何か、ご家庭でもお子様とお話していただきますようお願いいたします。



STOP! コロナ差別
＜差別が生まれる瞬間 ②学校＞編
（法務省）